

全海運企画発第29号
平成20年 2月20日

組合（支部）各位

全国海運組合連合会

「HNS資機材要員配備証明書」の発行について

今般 内航タンカー組合より総連合会を通じ、「海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」の改正に伴い本年4月1日より、有害液体物質等を輸送するHNSタンカー（特定油以外の油、ベンゼン等海防法施行令別表第1に掲げるX類・Y類・Z類等の有害液体物質を総称してHNSという）が特定海域（東京湾、伊勢湾、及び大阪湾を含む瀬戸内海）を航行する際には、標記証明書の取得が必要となる旨、周知方依頼が参りました。

同改正では、HNS事故の発生に備え速やかに到達可能な場所に、資機材及び要員を配備することが義務付けられ、違反した場合は50万円以下の罰金が課せられることとなります。

このための機関として「海上災害防止センター」（Tel 045-224-4378）が設置され、当該船舶所有者に代わり事故等に伴う緊急防除措置の実施等サービスを提供することとなりますが、同センターと契約し、当該船舶所有者に代わりHNS資機材と要員を特定海域において確保していることの「HNS資機材要員配備証明書」取得が必要となります。

詳細は「独立行政法人 海上災害防止センター」ホームページ <http://www.mdpc.or.jp> をご参照下さるようお願い致します。

つきましては、関係組合員各位にご周知頂きますとともに、遺漏の無きようご指導方宜しくお願い致します。

尚、内航タンカー組合ご加入の組合員に対しては、オペレーター等を通じ、既に周知済みとのことです。

以 上
（担当 荒木）



「本紙を含み総数 6 枚」

事務連絡
平成 20 年 2 月 5 日

内航大型船輸送海運組合
全国海運組合連合会
全国内航輸送海運組合 事務局 御中
全日本内航船主海運組合
写：全国内航タンカー海運組合

日本内航海運組合総連合会
環境安全委員会 事務局

「HNS 資機材要員配備証明書」の発行に関する件（連絡）

掲題に関し、海防法改正に伴い平成 20 年 4 月 1 日よりの施行につきましては
ご既承の通りです。

今般、全国内航タンカー海運組合殿より具体的な手続き方法に関する資料（
「HNS 資機材要員配備証明書」の発行を希望される船舶所有者等の皆さんへ）
が届きましたので、必要とする貴組合員、事業者への周知方につき宜しく
お願い致します。

以上

添付資料：「HNS 資機材要員配備証明書」の発行を希望される船舶所有者の皆
さんへ 一部

平成 20 年 2 月 5 日

全国内航タンカー海運組合
組合員各位
運航管理者殿
(安全・HNS 担当者)

写：日本内航海運組合総連合会
環境・安全委員会事務局殿

全国内航タンカー海運組合
海工務担当

「HNS 資機材要員配備証明書」の発行を希望される船舶所有者等の皆さんへ

今回の海防法改正を受け、20 年 4 月 1 日より HNS 輸送する船舶は特定海域において防除資機材、要員を陸上に配備することになっています。

この件につきましては、すでに独立行政法人海上災害防止センター (Marine Disaster Prevention Center (MDPS)) は特定海域に防除資機材・要員を配備しております。

センターと契約をすることで、HNS 証明書が発行され、その証明書を船舶が受有して法律をクリアーすることになります。

その契約システムの準備が整い、独立行政法人 海上災害防止センターのホームページ上で公開され、その手続きが開始されましたので、ご案内いたします。

基本的にはインターネット上での契約となりますが、まだ、インターネットの構築がなされていない船主殿のために、FAX での契約も可能です。FAX 書式等は現在作業が遅れていますが、書式等・送金方法等、システムが構築され次第ご案内いたします。

なお、2 月 1 日以前(システム試行期間中)に登録・入力されたデータは、すべて消去されていますので、お手数ですが会員登録から再入力をお願いします。

各運航会社殿は、傘下の船舶の契約状況を十分把握して、契約漏れの無いようチェック体制を構築願います。法律施行後、「HNS 資機材要員配備証明書」を所持していない場合罰金刑が施行されますので万全の体制でお願い致します。

なお、契約に当たりましては、掲載されている約款等、付帯事項を十分理解して契約に当たってください。不明な点は下記、海上災害防災センターにお問い合わせください。

HNS 証明書関係

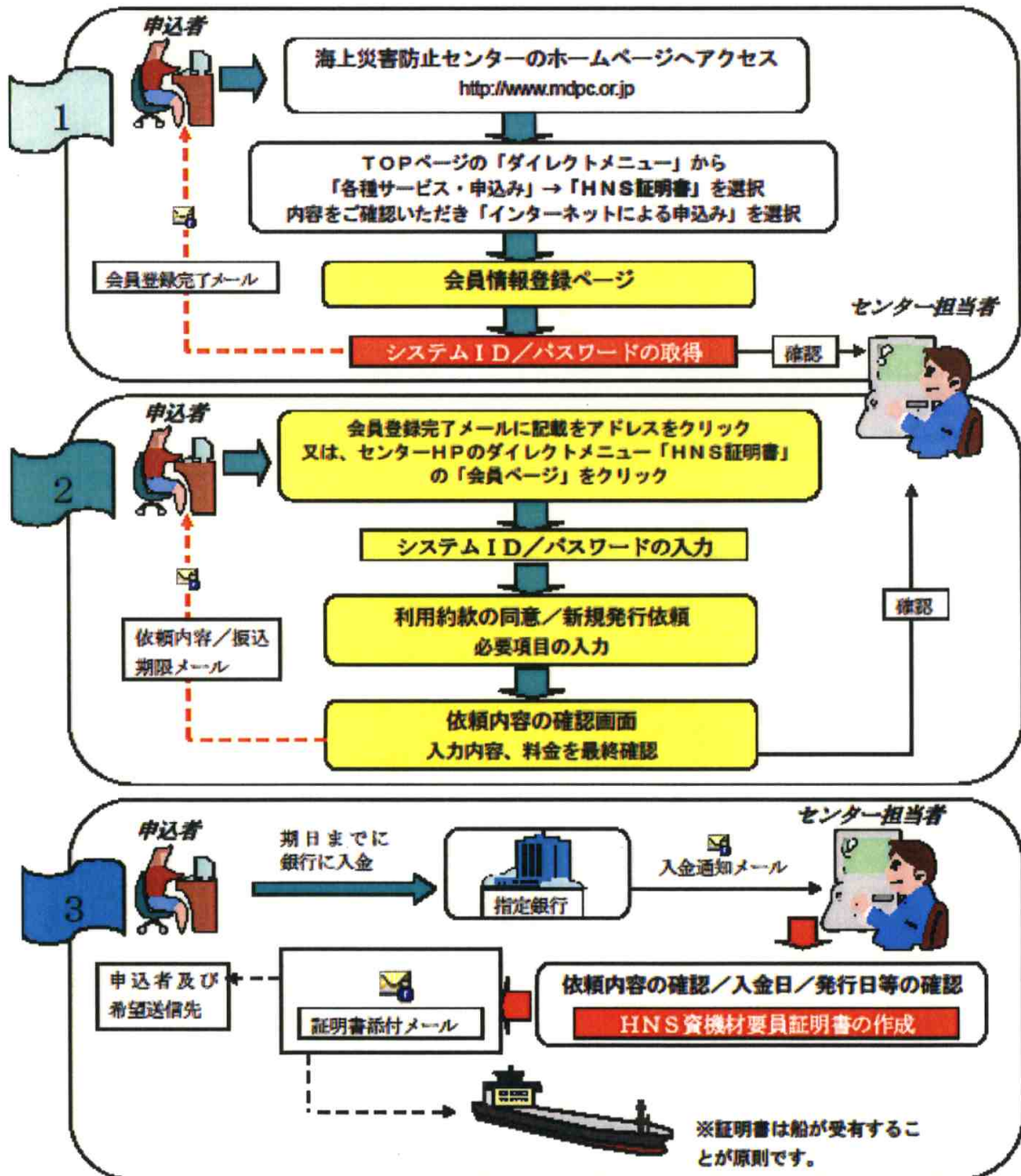
海上災害防災センター 防災部業務課

TEL : 045-224-4378

FAX : 045-224-4323

**「HNS資機材要員配備証明書」
の発行を希望される船舶所有者等の皆様へ**

～ステップ1からステップ3で証明書を電子メールで配信いたします。～



※ 次回からはIDとパスワードの入力により、スムーズな証明書発行が可能となります。

